

〔3〕議案について

平成 14 年中の議案総数は 90,446 件であり、このうち市長提出による議案は 77,196 件 (85.3%)、議員提出による議案は 13,250 件 (14.6%) となっている。

1. 市長提出による議案

(1) 種類別総件数

平成 14 年中における市長提出による議案総数は表-31 のとおり。

前年からの継続案件、諮問・報告事項、選挙、取り下げ等については除外している。

なお、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議会で議決すべき議案の具体事例については把握していない。

以下、法第 96 条第 1 項議決事件である条例案 (1 号) 及び法 179 条による長の専決処分案件、議案総件数の市別状況については次のとおり。

①市長提出による条例案

市長提出による条例案が多いのは福山市の 131 件、さいたま市の 120 件、大阪市の 103 件、浜松市の 100 件、練馬区の 85 件、高砂市の 84 件、つくば市の 82 件、いわき市の 78 件、函館市、仙台市の 77 件、倉敷市、北九州市の 76 件となっている。

少ないのは東金市の 15 件、岩見沢市、加茂市、館林市、室戸市、鹿屋市の 18 件、十和田市、秦野市、銚子市の 19 件となっている。

②専決処分案件 (法第 179 条)

また、長の専決処分案件が多いのは津市の 44 件、松江市の 27 件、堺市の 24 件、根室市の 23 件、青森市、東大阪市の 21 件となっている。

少ないのは三鷹市、調布市、千代田区、中央区、港区など 52 市の 1 件となっている。

③市長提出による議案総件数

市長提出による議案の総件数が多いのは、京都市の 397 件、熊本市の 315 件、岡山市の 306 件、福山市の 270 件、さいたま市の 235 件、練馬区の 232 件、郡山市の 225 件、倉敷市の 215 件、横浜市の 214 件、和歌山市の 213 件、福岡市の 209 件、北九州市の 208 件、青森市、松江市の 202 件、浜松市、亀岡市の 201 件となっている。

少ないのは中央区の 53 件、鹿屋市の 58 件、南足柄市、柳川市の 59 件、荒川区、逗子市、守口市、交野市、鹿島市の 60 件、四條畷市の 61 件、国分市の 62 件、渋谷区の 63 件となっている。

表-31 市長提出による議案件数（698市対象）

（単位：件）

区 分	地方自治法第96条第1項議決事件				96条第1項 15号及び96 条第2項を 含むその他 全ての議案	専決処分 案件 (法179条)	計
	条例案 (1号)	予算案 (2号)	決算案 (3号)	4号 ～ 14号			
5万未満 (222市)	7,584	7,994	1,915	1,423	2,906	1,357	23,179
5～10万 (226市)	7,804	7,390	2,101	1,664	2,901	1,168	23,028
10～20万 (130市)	4,842	4,367	1,140	1,272	1,752	697	14,070
20～30万 (44市)	1,894	1,517	395	579	809	208	5,402
30～40万 (29市)	1,456	1,219	281	597	439	128	4,120
40～50万 (18市)	833	619	117	330	253	80	2,232
50万以上 (16市)	888	458	153	359	566	99	2,523
指定都市 (13市)	876	614	240	516	350	46	2,642
計 (698市)	26,177	24,178	6,342	6,740	9,976	3,783	77,196
構成比(%)	33.9	31.3	8.2	8.7	12.9	4.9	100.0

（2）議決態様別総件数

市長提出による議案77,196件の議決態様別総件数は表-32のとおり。

審議未了に議決不要を含んでいる場合がある。

表-32 市長提出による議案の議決態様別総件数（698市対象）

（単位：件）

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了	撤回	計
5万未満（222市）	22,784	35	42	114	5	20	23,000
5～10万（226市）	22,789	37	47	68	30	54	23,025
10～20万（130市）	14,027	16	21	30	0	13	14,107
20～30万（44市）	5,390	5	1	0	1	8	5,405
30～40万（29市）	4,080	2	24	12	0	3	4,121
40～50万（18市）	2,370	1	0	2	0	0	2,373
50万以上（16市）	2,512	2	4	4	0	1	2,523
指定都市（13市）	2,634	0	8	0	0	0	2,642
計（698市）	76,586	98	147	230	36	99	77,196
構成比(%)	99.2	0.1	0.1	0.2	0.04	0.1	100.0

2. 議員提出による議案

(1) 種類別総件数

平成14年中の議員提出による議案総数は表-33のとおり。

「意見書」については、議員自身の発議による場合と、市民からの陳情・要請に基づいて採択された場合とを区別していない。「その他」には、要綱、要望書、議員派遣、100条特別委員会の設置、修正動議などについても一部含まれている場合がある。

なお、選挙等人事案件については除外している。

表-33 議員提出による議案件数（698市対象）

（単位：件）

区 分	条例案	規則案	意見書案	決議案	その他	計
5万未満（222市）	462	214	2,318	156	606	3,756
5～10万（226市）	533	227	2,379	248	511	3,898
10～20万（130市）	333	134	1,701	182	325	2,675
20～30万（44市）	137	40	612	60	102	951
30～40万（29市）	79	32	508	59	63	741
40～50万（18市）	63	22	293	20	32	430
50万以上（16市）	41	20	276	17	32	386
指定都市（13市）	58	11	274	28	42	413
計（698市）	1,706	700	8,361	770	1,713	13,250
構成比（%）	12.8	5.2	63.1	5.8	12.9	100.0

(2) 議決態様別総件数

議員提出による議案総数13,250件の議決態様別総件数は表-34のとおり。

表-34 議員提出による議案の議決態様別総件数（698市対象）

（単位：件）

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・ 撤回・議決 不要等	計
5万未満（222市）	3,549	1	139	24	43	3,756
5～10万（226市）	3,534	8	280	26	50	3,898
10～20万（130市）	2,330	15	296	16	18	2,675
20～30万（44市）	807	0	142	0	2	951
30～40万（29市）	649	0	87	2	3	741
40～50万（18市）	356	1	60	5	8	430
50万以上（16市）	313	0	59	12	2	386
指定都市（13市）	311	0	100	0	2	413
計（698市）	11,849	25	1,163	85	128	13,250
構成比（%）	89.4	0.1	8.7	0.6	0.9	100.0

(3) 条例案の処理状況

① 条例案の処理状況

平成 14 年中の議員提出による議案のうち、「条例案」の処理状況は表－35 のとおり。

表－35 条例案の処理状況（698 市対象）

（単位：件）

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計（698 市）	1,388	8	241	34	35	1,706
構成比（%）	81.3	0.4	14.1	1.9	2.0	100.0

② 議員提出による新規の政策的条例案及び政策的以外の条例案、改正条例案の件数

平成 14 年中に提出された条例案のうち、議員提出による新規の政策的条例案及び政策的以外の条例案、改正条例案は表－36 のとおり。

議員提出による新規の政策的条例案及び議決態様については、巻末の【参考】に抜粋を掲載している。

政策的条例案については、定数や報酬、政務調査費、資産公開、議会の情報公開など議会や議員の身分などに直接かかわるものを除く、政策的な行政関係条例案を想定していたのだが、例えば、「定数削減条例案は市の行財政改革の一環として発議されている、重要な政策案件」などという意見もあることから、これらの条例案についても各市の認識・判断に基づき、政策的条例案として扱っている場合がある。

新規の政策的条例案が多いのは仙台市の 6 件、文京区の 4 件、小樽市、船橋市、大阪市、宇治市、さぬき市、福岡市、水俣市の 3 件となっている。

少ないのは札幌市、函館市、釧路市、留萌市、美唄市など 83 市の 1 件となっている。

新規の政策的以外の条例案が多いのは寝屋川市、宝塚市の 6 件、敦賀市、熊谷市の 5 件、牛久市、岐阜市の 4 件となっている。

少ないのは岩見沢市、夕張市、芦別市、紋別市、三笠市など 292 市の 1 件となっている。

新規の条例案（政策的条例案と政策的以外の条例案）が多いのは、仙台市（政策的条例案 6 件、政策的以外の条例案 1 件）の 7 件、寝屋川市、宝塚市（いずれも順に 0 件、6 件）の 6 件、敦賀市（0 件、5 件）、文京区（4 件、1 件）、熊谷市（0 件、5 件）、宇治市（3 件、2 件）の 5 件、福岡市（3 件、2 件）の 5 件となっている。

少ないのは歌志内市、深川市、富良野市、登別市など 298 市の 1 件となっている。

改正条例案が多いのは岩槻市の9件、渋谷区の8件、草加市、市川市、半田市の7件、小金井市、牛久市、矢板市、箕面市、豊岡市、奈良市の6件となっている。

少ないのは北広島市、黒石市、十和田市、宮古市など223市の1件となっている。

新規条例案及び改正条例案の総件数が多いのは、仙台市（新規条例案7件、改正条例案3件）、文京区（順に5件、5件）、牛久市（4件、6件）、岩槻市（1件、9件）、市川市（3件、7件）の10件、渋谷区（1件、8件）、矢板市（3件、6件）、船橋市（4件、5件）の9件、小金井市（2件、6件）、半田市（1件、7件）、大阪市（4件、4件）、宇治市（5件、3件）、宝塚市（6件、2件）、奈良市（2件、6件）の8件となっている。

少ないのは、五所川原市、むつ市、水沢市、北上市など164市の1件となっている。

表-36 議員提出条例案の件数及び平均件数（698市対象）

（単位：件）

区分	新規条例案				改正条例案		新規・改正 条例案 総件数 ③+④	新規・改正 条例案 平均
	新規 政策的 条例案 件数 ①	新規 政策的 条例案 以外 件数 ②	新規 条例案 総件数 ③ (①+②)	新規 条例案 平均	改正 条例案 総件数 ④	改正 条例案 平均		
5万未満 (222市)	37 (32市)	154 (120市)	191 (138市)	1.3	271 (148市)	1.8	462 (192市)	2.3
5～10万 (226市)	25 (20市)	210 (144市)	235 (156市)	1.5	298 (152市)	1.9	533 (212市)	2.5
10～20万 (130市)	33 (24市)	88 (73市)	121 (83市)	1.4	212 (97市)	2.1	333 (120市)	2.7
20～30万 (44市)	9 (9市)	47 (25市)	56 (30市)	1.8	81 (39市)	2.1	137 (43市)	3.2
30～40万 (29市)	6 (5市)	19 (14市)	25 (16市)	1.5	54 (25市)	2.1	79 (29市)	2.7
40～50万 (18市)	2 (2市)	23 (14市)	25 (14市)	1.7	38 (17市)	2.2	63 (18市)	3.5
50万以上 (16市)	7 (4市)	7 (5市)	14 (6市)	2.3	27 (13市)	2.0	41 (13市)	3.1
指定都市 (13市)	17 (7市)	13 (9市)	30 (12市)	2.5	28 (13市)	2.1	58 (13市)	4.4
計 (698市)	136 (103市)	561 (406市)	697 (457市)	1.5	1,009 (502市)	2.0	1,706 (641市)	2.6

(4) 規則案の処理状況

平成 14 年中の議員提出による議案のうち、「規則案」の処理状況は表-37 のとおり。

表-37 規則案の処理状況 (698 市対象)

(単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (698 市)	694	0	2	0	4	700
構成比 (%)	99.1	0	0.2	0	0.5	100.0

(5) 意見書案の処理状況

平成 14 年中の議員提出による議案のうち、「意見書案」の処理状況は表-38 のとおり。

表-38 意見書案の処理状況 (698 市対象)

(単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (698 市)	7,500	5	790	30	36	8,361
構成比 (%)	89.7	0.05	9.4	0.3	0.4	100.0

(6) 決議案の処理状況

平成 14 年中の議員提出による議案のうち、「決議案」の処理状況は表-39 のとおり。

表-39 決議案の処理状況 (698 市対象)

(単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (698 市)	675	2	80	5	8	770
構成比 (%)	87.6	0.2	10.3	0.6	1.0	100.0

(7) その他の処理状況 (法第 96 条第 1 項 15 号及び 96 条第 2 項を含むその他全ての議案)

平成 14 年中の議員提出による議案のうち、「その他」の処理状況は表-40 のとおり。

表-40 その他の処理状況 (698 市対象)

(単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (698 市)	1,588	0	65	16	44	1,713
構成比 (%)	92.7	0	3.7	0.9	2.5	100.0

3. 予算案の審議結果

平成 14 年度一般会計当初予算案の審議結果は表－41 のとおり。

「可決」については、付帯意見・要望等が付けられる場合も多く、例えば、歳入では使用料及び手数料の増加を図るよう努力すること、歳出では商工、農林水産業費について（両津市）、付帯意見が委員長報告に盛り込まれる（小田原市）、8 項目の要望意見あり（三次市）、要望事項あり（鹿児島市）などの例がある。

「その他」としては、第 1 回定例会において否決。第 1 回臨時会において審議未了。第 2 回臨時会において可決（黒石市）、14 年第 1 回定例会では否決されたが臨時会で可決（国立市）、当初提案されたものについては否決。暫定予算後のものについては可決（武蔵村山市）、一部予算凍結、6 月補正予算で減額することを踏まえて可決（上尾市）、債務負担行為表不備のため一旦撤回し再提出後可決（鳩ヶ谷市）、3 月定例市議会で暫定予算となり、6 月定例市議会で可決（高砂市）などとなっている。

表－41 平成 14 年度一般会計当初予算案の審議結果（698 市対象）

（単位：市）

区 分		可決		修正可決	その他
		付帯決議なし	付帯決議あり		
計 (698 市)	市 数	669	15	8	6
	構成比(%)	95.8	2.1	1.1	0.8

4. 決算の審査結果

平成 13 年度一般会計決算の審査結果は表－42 のとおり。

付帯決議・意見としては、教育費の充実を求めるほか具体的な検討課題について（両津市）、付帯意見が委員長報告に盛り込まれる（小田原市）、指摘事項あり（鹿児島市）となっている。

「その他」としては、審議未了（岩井市）、継続審査となっていたが、議員の任期満了に伴い審議未了廃案（川越市）、14 年中改選のため継続審査とし 15 年 3 月に認定（出水市）となっている。

表－42 平成 13 年度一般会計決算の審査結果（698 市対象）

（単位：市）

区 分		認定		不認定	その他
		付帯決議なし	付帯決議あり		
計 (698 市)	市 数	675	13	7	3
	構成比(%)	96.7	1.8	1.0	0.4

5. 請願・陳情の処理状況

(1) 請願の処理状況と処理件数

平成14年中の請願の処理状況と処理件数は表-43のとおり。請願の総件数は5,552件となっている。

「不採択」については一部不採択、みなし不採択（審議なし）を、「取り下げ」については（上程前）撤回を、「その他」については配布、任期満了による自然消滅、陳情に切り替え、みなし採択などを一部含んでいる場合がある。（陳情についても同じ）

なお、1つの請願に対し願意が2つ以上ある場合、それぞれについて審議している場合があるため、総件数について若干の修正を加えている。

前年からの継続審査案件を処理したものも含む。

表-43 請願の処理状況と処理件数（698市対象）

（単位：件）

区分	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	その他	計
5万未満 (222市)	677	10	27	212	27	48	146	5	1,152
5～10万 (226市)	625	10	36	351	39	23	241	8	1,333
10～20万 (130市)	353	7	24	351	35	39	223	0	1,032
20～30万 (44市)	143	3	3	129	17	5	75	0	375
30～40万 (29市)	125	15	13	125	11	4	44	4	341
40～50万 (18市)	57	0	0	64	9	18	67	0	215
50万以上 (16市)	35	0	4	33	16	0	112	3	203
指定都市 (13市)	42	16	15	291	32	53	435	17	901
計 (698市)	2,057	61	122	1,556	186	190	1,343	37	5,552
構成比(%)	37.0	1.0	2.1	28.0	3.3	3.4	24.1	0.6	100.0

(2) 陳情の総件数

平成14年中における陳情の総件数は表-44のとおり。

表-44 陳情の総件数 (698市対象)

(単位: 件)

区 分	審査した陳情件数	審査しなかった陳情件数	総件数
5万未満 (222市)	1,470 (142市)	1,212 (156市)	2,682 (207市)
5~10万 (226市)	1,640 (118市)	1,751 (166市)	3,391 (213市)
10~20万 (130市)	1,591 (73市)	1,237 (93市)	2,828 (125市)
20~30万 (44市)	673 (22市)	351 (28市)	1,024 (40市)
30~40万 (29市)	497 (13市)	419 (22市)	916 (28市)
40~50万 (18市)	1,633 (14市)	144 (12市)	1,777 (18市)
50万以上 (16市)	1,100 (13市)	404 (12市)	1,504 (16市)
指定都市 (13市)	1,197 (9市)	186 (8市)	1,383 (13市)
計 (698市)	9,801 (404市)	5,704 (497市)	15,505 (660市)
構成比 (%)	63.2	36.7	100.0

① 審査した陳情の処理状況と処理件数

平成14年中の陳情の処理状況は表-45のとおり。

表-45 審査した陳情の処理状況と処理件数 (698市対象)

(単位: 件)

区 分	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	その他	計
5万未満 (222市)	744	27	70	242	34	68	237	48	1,470
5~10万 (226市)	576	20	78	387	26	170	255	128	1,640
10~20万 (130市)	431	11	127	429	68	71	416	38	1,591
20~30万 (44市)	133	6	9	130	31	10	343	11	673
30~40万 (29市)	132	12	13	117	13	0	166	44	497
40~50万 (18市)	34	0	2	67	51	48	1,377	54	1,633
50万以上 (16市)	122	39	15	126	64	1	626	107	1,100
指定都市 (13市)	30	4	8	132	11	0	942	70	1,197
計 (698市)	2,202	119	322	1,630	298	368	4,362	500	9,801
構成比 (%)	22.4	1.2	3.2	16.6	3.0	3.7	44.5	5.1	100.0

② 審査しなかった陳情の処理状況と処理件数

平成 14 年中における審査しなかった場合の陳情の処理状況は表－46 のとおり。

「その他」には、議長への要望書、善処要望、審査打ち切り、委員会へ参考送付、撤回、議会運営委員会に諮り付託外としその旨を本人に通知、市長部局に照会し回答を求める、議会運営委員会への報告のみ、などがある。

表－46 審査しなかった陳情の処理状況と処理件数（698 市対象）

（単位：件）

区 分	陳情書の コピー配布	陳情書の 文書表配布	陳情書の 一覧表配布 (表題のみ)	議長預かり	その他	計
5 万未満 (222 市)	730	60	111	272	39	1,212
5～10 万 (226 市)	1,083	145	108	273	142	1,751
10～20 万 (130 市)	803	185	50	152	47	1,237
20～30 万 (44 市)	133	66	3	79	70	351
30～40 万 (29 市)	244	26	35	41	73	419
40～50 万 (18 市)	74	10	3	38	19	144
50 万以上 (16 市)	201	13	0	38	152	404
指定都市 (13 市)	28	46	0	30	82	186
計 (698 市)	3,296	551	310	923	624	5,704
構成比(%)	57.7	9.6	5.4	16.1	10.9	100.0

③ 陳情の各市の取り扱いについて

○議会運営委員会に報告する（土浦市）

○所管の常任委員会へ要旨を送付し、直近の委員会で当局の対応状況等報告を受けた後協議する。意思決定は行わない（前橋市）

○申し合わせにより議長において処理し、陳情文書表を議場にて配布し議会に報告している（さいたま市）

- 請願も陳情も同じ取り扱いをし、すべて審査することとしている（市川市）
- 委員会での審査は請願のみ行っている。陳情は関係する委員会に参考送付することにとどめる（柏市）
- 内容が請願に適應するものは委員会へ送付している。結論の出し方、その後の処理方法等が請願と異なる（名古屋市）
- 受理した陳情は議長が所管事項に該当する委員会へ送付し審査する。審査は意見の開陳のみで結論を出さない。ただし、郵送によるものは要望書扱いとし議会運営委員会理事会へ写しを配布する（岡崎市）
- 常任委員会へ付託し審査するが、本会議へは結果を報告するのみで採決は行わない（一宮市）
- 本会議には上程せずに委員会で審査している（堺市）
- 議会運営委員会で取り扱いを協議し、本会議で取り扱い結果と陳情文（写し）を配布する（柏原市）
- 委員会での審査のみ行う。継続審査も行わない（京都市）
- 陳情者が市内在住者の場合は常任委員会で調査する（西脇市）
- 陳情については通常、議長が副議長及び関係者とともに受ける。陳情文書は受理後、所管委員会の正副委員長等の供覧に付することとし、本会議上程・委員会付託は行わない。また、その件名・要旨等については1年分を委員会ごとに取りまとめた上、陳情受理一覧表として全議員に送付するとともに、参考として理事者側（部長級以上）にも送付する。

なお、陳情受理一覧表については、平成6年から従来の1年分のものに加え3か月ごとに作成し、その都度議員に送付することとした。（6年各会派幹事長会）

その後、陳情の内容を早く議員に知らせるため、その写しを1か月ごとに取りまとめた上で、各控室に配布する取り扱いに変更した。（11年各会派幹事長会）

（高松市）
- 陳情については所管の委員会において報告のみ。また、陳情としての要件を備えていないものや委員会に送付することが適当でないものを「要望」として処理し、議長決裁までとする（福岡市）
- 陳情は議長権限で所管の委員会に送付するのが例であるが、送付する委員会についてはあらかじめ議会運営委員会で協議する。陳情審査の結果は議長の決裁を受けた後、文書で陳情者に通知する（長崎市）
- 陳情については基本的に結果を出さない。審査しない場合は議長決裁のみ